

期日前投票もご利用ください

1月10日(土)～17日(土) 午前8時30分～午後8時

投票所の場所が変わります

第5投票区の投票所が、「陵北中学校」から「二十四軒小学校」に変わります。下記の地域にお住まいの方が対象となりますので、お間違いのないよう、お手元に届く投票所案内はがきでご確認ください。

変更する投票所

旧 陵北中学校 (二十四軒2-3)

新 二十四軒小学校 (二十四軒2-3)

該当する区域

二十四軒1条1～4丁目、二十四軒2条1～4丁目、
二十四軒3条1～4丁目、二十四軒4条1～4丁目



郵便等による 不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けていて、障がいの程度が一定の基準（両下肢などの運動機能障がい、一級から二級、内臓機能障がいは一級もしくは三級）に該当する方は、自宅などで投票できる「郵便等による不在者投票制度」があります。この区の選挙管理委員会から

選挙公報

「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。候補者の氏名、政見などを掲載した選挙公報を発行します。1月16日(金)までに各世帯に配布するほか、区役所、連絡所にも備え置きますので、ご利用ください。また、点字さつぽろを利用されている方には候補者氏名などを報道した新聞の点字版を送付します。

確認団体の ビラの頒布

今回の選挙では、確認団体は届け出たビラを、次の方法で頒布することができます。

- ①新聞折り込み頒布。
- ②各戸の郵便受けに頒布。
- ③街頭で通行人に手渡す。
- ④選挙事務所などに置き、来客に持ち帰らせる。

詳細 西区選挙管理委員会
TEL(641)2400 内線216

投票日前でも、直接投票箱に投票できる**期日前投票制度**ができました。

投票日前の投票手続きが大幅に簡素化され、従来の不在者投票のように投票用紙を封筒に入れて、それに署名するといった手続きが不要となりました。従来の選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会で行っていた不在者投票は、平成15年12月1日から原則として期日前投票に移行します。ただし、名簿登録地の市区町村以外の市区町村や指定された病院・老人ホームなどにおける不在者投票は従来通り行われます。

なお、期日前投票および不在者投票の**投票開始日**が**投票日の公(告)示の翌日**に変更となりましたのでご注意ください。